

南知多町総合計画評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 南知多町総合計画に基づき実施した事業を評価し、効果的な事業の実施並びに実施内容及び実施方法の見直し等に反映させるため、南知多町総合計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画に基づき実施した事業効果の客観的な検証に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する。

- (1) 南知多町総合計画町民意識調査モニター
- (2) 公共的団体等の代表者から推薦された者
- (3) 町内に住所を有する者のうち公募による者
- (4) 前号に掲げる者のほか町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、4年以内とし、再任を妨げないものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員のうちから会長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、町長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。